

2026年9月1日

会員の皆さまへ

九州ひぜん信用金庫

## 出資に対する未払い配当金のお取り扱いについて

平素より、九州ひぜん信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

このたび、当金庫では出資配当金の未払分（配当金支払請求権）について、民法に定める消滅時効（支払開始から10年）に従い、10年を経過した未払配当金につきましては、2027年4月以降、お支払いを行わないことといたしましたのでお知らせします。

当金庫では、年度毎の決算により剰余金が生じた場合には、総代会の承認を得て出資額に応じた配当金を会員さまご指定の口座に入金しております。しかし、受取口座をご指定いただいていない会員さまや、口座解約等により入金ができず未払いのままとなっている場合がございます。

つきましては、未受領の配当金がある会員さまにおかれましては、**2027年3月31日（水）**までにお取引店窓口にてお受け取りの手続きをお済ませくださいますようお願い申し上げます。

なお、期限を過ぎますと、法律上の消滅時効によりお受け取りいただけなくなります。何卒ご了承くださいますようお願い申し上げます。

ご不明な点やお手続きの方法についてのご相談は、お取引店までお気軽にお問合せください。

以 上